



平成29年4月27日

各 位

会 社 名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
(コード番号6946 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 橋本 隆
(TEL 03-5436-0600)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせについて

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は本年10月1日をもって、当社普通株式の売買単位となる単元株式数を100株に変更することにいたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式および第1種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、第2種優先株式の単元株式数を100株といたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月23日開催予定の第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において下記「2. 株式の併合について」に関する議案の承認が得られること、ならびに同定時株主総会において「3. 定款の一部変更について」に関する議案の承認が得られることを条件といたします。

2. 株式の併合について

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株へ変更するにあたり、単元株式数の変更後も当社普通株式の売買単位当たりの価格の水準を維持するため、当社普通株式について10株を1株にする併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法、比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少株式数

| | |
|--|-------------|
| 株式併合前の普通株式の発行済種類株式総数 (平成29年3月31日現在) | 28,300,000株 |
| 株式併合により減少する普通株式の株式数(注) | 25,470,000株 |
| 株式併合後の普通株式の発行済種類株式総数(注) | 2,830,000株 |

(注) 上記「株式併合により減少する普通株式の株式数」および「株式併合後の普通株式の発行済種類株式総数」は、上記「株式併合前の普通株式の発行済種類株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

| | |
|------------------------|------------|
| 発行可能株式総数(注1) | 8,000,000株 |
| 普通株式の発行可能種類株式総数(注1) | 7,600,000株 |
| 第1種優先株式の発行可能種類株式総数(注2) | 4,000,000株 |
| 第2種優先株式の発行可能種類株式総数(注2) | 1,500,000株 |

(注1) 株式併合の効力発生を条件として変更する予定です。変更の詳細については、下記「3. 定款の一部変更について」をご参照下さい。

(注2) 上記「第1種優先株式の発行可能種類株式総数」および「第2種優先株式の発行可能種類株式総数」は、当該株式が今回の株式併合の対象外となるため、変動いたしません。

⑤ 株式併合による影響等

株式併合により、当社の普通株式の発行済種類株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値には変動ありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 総株主 | 3,450名 (100.0%) | 28,300,000株 (100.0%) |
| 10株未満所有株主 | 66名 (1.9%) | 116株 (0.0%) |
| 10株以上所有株主 | 3,384名 (98.1%) | 28,299,884株 (100.0%) |

注) 株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様66名(合計所有株式数116株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合効力発生の前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 優先株式の転換価額および下限転換価額の調整

株式併合に伴い、当社が発行した第1種優先株式および第2種優先株式の転換価額および下限転換価額につきましては、平成29年10月1日以降、以下のとおり調整を実施いたします。

① 転換価額

1. 第1種優先株式の修正転換価額

第1種優先株式発行要項に従い計算される平成29年4月1日における普通株式の時価(当該時価が113円を下回る場合には、113円)に10を乗じた額といたします。

2. 第2種優先株式の当初転換価額

定款および第2種優先株式発行要項に従い計算される平成29年10月1日における普通株式の時価(当該時価が69円を下回る場合には、69円)に10を乗じた額といたします。

② 下限転換価額

各優先株式の下限転換価額は次のとおり調整いたします。

| 株式名 | 調整前下限転換価額 | 調整後下限転換価額 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 日本アビオニクス株式会社 第1種優先株式 | 113円 | 1,130円 |
| 日本アビオニクス株式会社 第2種優先株式 | 69円 | 690円 |

(6) 株式併合の条件

平成29年6月23日開催予定の第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において株式併合に関する議案の承認が得られること、ならびに同定時株主総会において下記「3. 定款の一部変更について」に関する議案の承認が得られることを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえてすべての種類の株式の単元株式数を100株に変更することに伴い、現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。
- ② 上記「2. 株式の併合について」による発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を現行の10分の1に変更するものであります。
- ③ 上記「2. 株式の併合について」に記載のとおり、平成29年10月1日以降、第2種優先株式の下限転換価額（69円）が、同優先株式の発行要項に従い調整されるため（調整後の下限転換価額は690円）、現行定款第11条の22（普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利）に規定される第2種優先株式の下限転換価額についても同様に当該調整後の価額に変更するものであります。
- ④ 種類株主総会の機動的な開催を可能とするため、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）に種類株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります。
- ⑤ 種類株主総会においても株主総会参考資料等をインターネットで開示することによるみなし提供を可能とするため、現行定款第17条の2（種類株主総会）を変更するものであります。
- ⑥ 現行定款第6条、第7条および第11条の22の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

(2) 定款変更の条件

現行定款第6条、第7条、第11条の22および附則に関する変更は、平成29年6月23日開催予定の第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において上記「2. 株式の併合について」に関する議案の承認が得られること、ならびに同定時株主総会において定款一部変更に関する議案の承認が得られることを条件といたします。

(3) 定款変更の内容

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 2 章 株式 | 第 2 章 株式 |
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>8,000</u>万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>7,600</u>万株、第 2 章の 2 に定める株式 (以下第 1 種優先株式という。) の発行可能種類株式総数は 400 万株、第 2 章の 3 に定める株式 (以下第 2 種優先株式という。) の発行可能種類株式総数は 150 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の普通株式および第 1 種優先株式の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>800</u>万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>760</u>万株、第 2 章の 2 に定める株式 (以下第 1 種優先株式という。) の発行可能種類株式総数は 400 万株、第 2 章の 3 に定める株式 (以下第 2 種優先株式という。) の発行可能種類株式総数は 150 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の単元株式数は、<u>すべての種類の株式につき 100</u>株とする。</p> |
| 第 2 章の 3 第 2 種優先株式 | 第 2 章の 3 第 2 種優先株式 |
| <p>(普通株式の交付と引き換えに第 2 種優先株式の取得を請求する権利)</p> <p>第 11 条の 2 2 第 2 種優先株主は、平成 29 年 10 月 1 日以降いつでも次の転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに第 2 種優先株式の取得を請求 (以下第 2 種転換請求という。) することができる。</p> <p>① 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、平成 29 年 10 月 1 日における普通株式の時価とする。当該時価が<u>69</u>円 (以下下限転換価額という。) を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、第 3 号に規定の転換価額の調整の要因が平成 29 年 10 月 1 日までに発生した</p> | <p>(普通株式の交付と引き換えに第 2 種優先株式の取得を請求する権利)</p> <p>第 11 条の 2 2 第 2 種優先株主は、平成 29 年 10 月 1 日以降いつでも次の転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに第 2 種優先株式の取得を請求 (以下第 2 種転換請求という。) することができる。</p> <p>① 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、平成 29 年 10 月 1 日における普通株式の時価とする。当該時価が<u>690</u>円 (以下下限転換価額という。) を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、第 3 号に規定の転換価額の調整の要因が平成 29 年 10 月 1 日までに発生した場</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>場合には、かかる下限転換価額について第3号の規定に準じて同様の調整を行うものとする。</p> <p>本号における「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> | <p>合には、かかる下限転換価額について第3号の規定に準じて同様の調整を行うものとする。</p> <p>本号における「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第14条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> | <p>(<u>株主総会の基準日</u>)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2) <u>定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第14条、<u>第15条</u>および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新 設) | <p>附 則</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第 1 条 本定款第 6 条、第 7 条および第 1 条の 2 2 の変更の効力発生日は、平成 2 9 年 6 月 2 3 日開催の第 6 7 期定時株主総会および普通株主による種類株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p> |

4. 主要日程 (予定)

| | |
|--------------------|---|
| 平成 2 9 年 4 月 2 7 日 | 取締役会決議日 |
| 平成 2 9 年 6 月 2 3 日 | 第 6 7 期定時株主総会 普通株主様による種類株主総会 |
| 平成 2 9 年 9 月 2 6 日 | 1, 0 0 0 株単位での売買最終日 |
| 平成 2 9 年 9 月 2 7 日 | 1 0 0 株単位での売買開始日 |
| 平成 2 9 年 1 0 月 1 日 | 単元株式数、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数の変更ならびに株式併合の効力発生日 |

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q&A

Q1：単元株式数変更と株式併合とはどのようなことでしょうか。

A1：単元株式数とは、株主総会および種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所においても売買単位として用いられます。

また、株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

今般、当社では、1,000株から100株への単元株式数の変更と、10株を1株とする株式併合を予定しております。

Q2：単元株式数変更、株式併合の目的はなんですか。

A2：全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位の水準を維持するため、株式併合(10株を1株に併合)を行なうことといたしました。

Q3：今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A3：次のとおり予定しております。

平成29年 6月23日 定時株主総会および普通株主様による種類株主総会日

平成29年 9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成29年 9月27日 変更後の単元株式数100株単位での売買開始日

平成29年10月 1日 株式併合ならびに発行可能株式総数および単元株式数変更の効力が発生します。

Q4：資産価値に影響はないですか。

A4：株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q5：最低投資金額への影響はありますか。

A5：理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考)平成29年3月31日の終値(246円)を元にした試算

併合前 246円(株価)×1,000株(単元株式数) = 246,000円(最低投資金額)

併合後 2,460円(株価)×100株(単元株式数) = 246,000円(最低投資金額)

Q6：所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A6：株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数の10分の1を乗じた株数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|-------|------|---------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例1 | 5,000株 | 5個 | 500株 | 5個 | なし |
| 例2 | 2,500株 | 2個 | 250株 | 2個 | なし |
| 例3 | 125株 | 0個 | 12株 | 0個 | 0.5株 |
| 例4 | 1株 | 0個 | 0株 | 0個 | 0.1株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例3および4）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、例4のように効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、上記の例3～4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7：株主は何か手続きが必要ですか。

A7：特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q6に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

Q8：株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A8：株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引のある証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9：この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A9：単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引のある証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取りご請求は平成29年9月25日(月)まで、新しい単元株式数(100株)での買取りご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社もしくは下記株主名簿管理人へお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)